

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

28件 不当金額(支出) 3億2050万円
(前年度 24件 4億2823万円)

1 交付金の概要

国民健康保険(前掲62ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整する^(注1)ため)に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」)に満たない都道府県(29年度以前は、市町村及び市町村の事務の一部を処理するために設けられた広域連合等(以下「市町村等」))^(注2)に対して交付されるもので、医療費等^(注3)に係るもの(以下「医療分」)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」)の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村等による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村等に対して交付されている。

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)の特別の事情を考慮して都道府県(29年度以前は当該市町村等)^(注4)に対して交付されるもので、非自発的失業軽減特別交付金、非自発的失業財政負担増特別交付金、被扶養者減免特別交付金、結核・精神病特別交付金等がある。そして、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村等に対して交付している。

(注1) 国は、29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

(注4) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料(保険税を含む。)の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注5) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用(30年度以前は保険料の減免措置に要した費用)がある場合に交付される交付金

(注7) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

2 検査の結果

^(注8)8都府県の19市区町において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、②調整対象収入額を過小に算定したり、③特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計3億2050万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである（上記19市区町のうち10市区については事態の態様が重複している。）。

① 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。）に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっており、このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

1県の1市は、普通調整交付金の額の算定に当たり、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用等の一部について減額調整を行っていなかったなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。^(注9)

② 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者（医療分及び後期分）又は介護納付金賦課被保険者（介護分）の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額（以下「算定基礎所得金額」）に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算出することなどとなっている。

2府県の2市町は、普通調整交付金の額の算定に当たり、算定基礎所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

③ 特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金は、雇用保険法に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者等である非自発的失業者の属する世帯に属する一般被保険者に係る保険料の軽減に要する費用が多額である場合に交付するものである。非自発的失業軽減特別交付金の額は、一般被保険者に係る保険料調定総額や非自発的失業者の属する世帯でかつ保険料が軽減される世帯に属する一般被保険者数等を用いた一定の計算式により算出される調整対象基準額に基づいて算定することとなっている。

5都府県の11市区は、非自発的失業軽減特別交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計するなどしており、調整対象基準額を過大に算出していた。このため、非自発的失業軽減特別交付金の額が過大となっていた。

上記のほか、6都府県の15市区は、被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を誤るなどしていたため、特別調整交付金のうち、非自発的失業財政負担増特別交付金、被扶養者減免特別交付金及び結核・精神病特別交付金の額が過大となっていた。

(注8) 8都府県の19市区町 30、令和元両年度の財政調整交付金が過大に交付されていた6都府県の12市区及び平成28、29両年度に財政調整交付金が過大に交付されていた8都府県の16市区町の純計

(注9) 負担軽減措置 都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置

(注10) 減額調整 負担軽減措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する（波及増）傾向があるとして、この波及増に係る調整対象需要額を減額するために行われる調整

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
厚生労働本省	埼玉県	新座市 (事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	平成30、令和元	2945万 円	553万 円	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	東京都	渋谷区 (事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	平成30、令和元	4196万	484万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に集計していたもの
同	同	板橋区 (事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	平成30、令和元	1億1858万	1388万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	同	町田市 (事業主体)	同	平成30、令和元	5147万	1560万	同
同	神奈川県	平塚市 (事業主体)	同	平成30、令和元	2549万	550万	同
同	同	小田原市 (事業主体)	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	平成30、令和元	1827万	501万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	静岡県	静岡市 (事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	平成30、令和元	3983万	526万	一般被保険者数を過小に集計していたものなど
同	同	沼津市 (事業主体)	同	平成30、令和元	4099万	1868万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	同	熱海市 (事業主体)	同	平成30、令和元	422万	316万	同
同	大阪府	守口市 (事業主体)	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	平成30	568万	159万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	同	和泉市 (事業主体)	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	30、令和元	2367万	1305万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	福岡県	宗像市 (事業主体)	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	平成30、令和元	8272万	1516万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算出していたもの
秋田県	南秋田郡 八郎潟町 (事業主体)	-	普通調整交付金	平成29	4586万	203万	調整対象収入額を過小に算定していたもの
埼玉県	新座市 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	28、29	2148万	286万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
東京都	品川区 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	28、29	4014万	186万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に集計していたもの

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
東京都	板橋区 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	平成 28、29	1億1128万 円	635万 円	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	西東京市 (事業主体)	-	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	28、29	1691万	485万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
神奈川県	横浜市 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	28	2億0838万	205万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	平塚市 (事業主体)	-	同	28、29	2929万	671万	同
同	小田原市 (事業主体)	-	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	28	735万	80万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
静岡県	静岡市 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	28、29	3795万	434万	一般被保険者数を過小に集計していたものなど
同	沼津市 (事業主体)	-	同	28、29	4001万	1196万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたものなど
同	熱海市 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	28、29	347万	239万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたもの
大阪府	豊中市 (事業主体)	-	普通調整交付金、特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	29	21億7981万	4162万	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
同	枚方市 (事業主体)	-	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	28、29	1842万	466万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	和泉市 (事業主体)	-	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	28、29	1970万	1115万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に集計していたもの
福岡県	宗像市 (事業主体)	-	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	29	5億5905万	517万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
大分県	大分市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28、29	72億8560万	1億0429万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
計	19事業主体				111億0715万	3億2050万	

(注) 国民健康保険法の改正に伴い、同一の事業主体に係るものであっても、30年度以降と29年度以前とを区分して記述している。